

整理番号  
(年度-連番)

7 - 17

品名	規格・品質	数量・単位
赤外線水分計	仕様書のとおり	1 式

納期	令和7年10月27日 (月)	見積書提出期限	令和7年8月28日 (木) 正午
		見積書提出場所	盛岡市東見前3-10-2 北上川上流流域下水道事務所経営総務課総務グループ
納品場所	北上浄化センター (岩手県北上市相去町岩の目 3)		

## 赤外線水分計仕様書

- 1 件名及び数量 赤外線水分計 一式
- 2 納入期限 令和7年10月27日(月)
- 3 設置場所 北上浄化センター(北上市相去町岩の目3)

- 4 用途  
本装置は、脱水汚泥の含水率測定に用いるものである。

- 5 装置構成及び数量
- |      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 水分計  |          | 一式        |
| (内訳) | 水分計本体    | 1台        |
|      | プリンタ     | 1台        |
|      | プリンタ用記録紙 | 1箱(10巻入)  |
|      | アルミシート   | 1箱(500枚入) |
|      | 標準付属品    | 一式        |

### 6 構成機器の仕様

#### (1) 水分計本体

- ア 測定方式：加熱乾燥・質量測定方式であること
- イ 試料質量：0.5～120gの範囲で任意質量サンプリング方式であること
- ウ 最小表示桁：水分率0.01%以下、質量0.001g以下であること
- エ 再現性(標準偏差)：試料質量5g以上の場合に含水率で0.05%以下であること
- オ 温度設定範囲：30～180℃で設定可能であること
- カ 熱源：中波長赤外線クォーツヒータを搭載すること
- キ 電源：AC100V単相であること
- ク 機能：次の機能を備えること
  - ・測定モード：自動停止モード(設定した水分変化で自動停止)、時間停止モード、急速乾燥モード、緩速乾燥モード、ステップ乾燥モード、予測測定モードを備えること
  - ・データメモリ：100件以上であること
  - ・オートテア機能：測定中に連続的に質量センサのゼロ点校正を行うこと
  - ・測定条件：10件以上の測定条件の保存が可能であること

#### (2) プリンタ本体

- ア サーマルプリンタであること
- イ オプションの内蔵電池で持ち運び可能であること

(3) その他運転及び設置に必要な付属品 一式

## 7 参考機種

㈱ケット科学研究所 赤外線水分計		
(内訳)	赤外線水分計本体	FD-720
	付属品	試料皿×2
		試料皿ハンドラ×2
		試料皿受
		風防
		電源コード
		3P-2P 変換アダプタ
		スプーン・ヘラセット
		予備ヒューズ (8A) ×2
		アルミシート (10 枚入) ×2
	プリンタ	VZ-380
	プリンタ用記録紙	VZ-380 用 (10 巻入)
	アルミシート	FD-720 用 (500 枚入)

## 8 装置の設置

- (1) 指定場所へ搬入し、据え付け、運転可能な状態に調整すること。
- (2) 装置の搬入、据え付け及び調整等に必要な機械器具材料等は全て受注者の負担とする。
- (3) 電源は既設の設備を使用すること。既設設備の加工等を必要とする場合は、納入装置に合わせて受注者が加工及び調整を行い、装置が正常に稼働するようにすること。
- (4) 既設の施設を汚損したときは、受注者の責任で復旧すること。
- (5) 設置作業が完了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分又は撤去し、清掃すること。

## 9 納入条件

- (1) 最新式で、新品で、日本語に対応していること。
- (2) メーカー基準の据付条件により動作及び性能を確認すること。
- (3) 引渡し後、担当者間協議のうえ取扱説明を行うこと。
- (4) 岩手県内に、製品にかかる本店、支店、営業所又は代理店があり、故障が発生した場合には即時に対応できること。

## 10 提出書類

- (1) 取扱説明書 1部
- (2) 保証書 1部

## 11 保証

受注者は、納入後1年以内に発生した当該機器等に係る不具合に対し、使用者の故意又は過失でない場合は、交換又は修理及びメンテナンス等は無償で行うこと。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1年以上に渡る場合にはそれを適用する。

## 12 その他

- (1) 発注者がこの仕様に合致しない機器等が納入されたと判断した場合は契約を無効とし、機器の納入及びその撤去費用等は受注者が全て負担するものとする。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。